

第9号議案

2025年3月19日

第502回理事会

事務局権限表の変更について

事務局の職制及び権限に関する規程第3条に基づき定める事務局権限表について、水道光熱費等の公共的サービスの受給に係る契約業務の合理化の観点から、別紙のとおり変更を行う。

(施行日：2025年3月19日)

以上

【添付資料】

別 紙：事務局権限表 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）				変 更 後（変更点に下線）			
事務局権限表 （略）				事務局権限表 （略）			
2. 総務部				2. 総務部			
項目	事務局長	総務部長、会計室長、 情報システム室長	副部長 マネージャー	項目	事務局長	総務部長、会計室長、 情報システム室長	副部長 マネージャー
（略）				（略）			
契約金額の変更（変更後の金額が契約締結権限を有する金額を超えない場合に限る。）	○	○ （部長） （情報システム室長 （情報システムに関するものに限る。））		契約金額の変更（変更後の金額が契約締結権限を有する金額を超えない場合に限る。）	○	○ （部長） （情報システム室長 （情報システムに関するものに限る。））	
<u>（新設）</u>				<u>水道光熱費等の公共的サービスの受給に係る契約の更改（公開されている約款の変更に起因するものなど、料金算定の基本要素や使用形態の顕著な変更を伴わないものに限る。）</u>	<u>○ （初回契約承認が、 理事会のもの）</u>	<u>○ （部長） （初回契約承認が、 事務局長のもの）</u>	
（略）				（略）			
（略）				（略）			
【参考】変更履歴 （略） 変更 2024年12月25日				【参考】変更履歴 （略） 変更 2024年12月25日 <u>変更 2025年 3月19日</u>			